



第 70 号

長野 浩三
KCCN 理事・事務局長
弁護士

新型コロナでイベントが中止になった時

現時点(2020年4月6日現在)では、日本、いや世界中が新型コロナウイルス(以下、「コロナ」という。)の感染拡大防止のために社会的、私的活動を大幅に事実上、法律上制限されています。いつまでこれが続くのか、本当に不安な状況です。

コロナのためにさまざまなイベント(プロ野球の試合、大相撲、マラソン大会など)が中止になっています。私も、3月から、ABC 篠山マラソン(3月1日)、熊野古道中辺路マウンテンラン(3月22日)、掛川新茶マラソン(4月12日)、京都一周トレイルラン(4月18日)など、エントリーしていた大会が中止になりました。これらの大会の参加料(だいたい数千円)については、①一切返金がないもの、②一部返金があるもの、③別の大会への振替ができるもの、などいろいろな対応となっています。

さて、これって法律的にはどうなのでしょう。典型的な消費者問題ですね。

まず、民法(2020年4月1日に施行されている新民法)では、どうでしょうか。イベントへのエントリーによって、消費者は参加料支払義務を、大会等主催者(以下、「主催者」という。)は大会催行義務を負っています。新型コロナの感染拡大防止のためにイベントを開催しないことは、おそらく「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引の社会通念に照らして不能であるとき」(民法412条の2第1項)にあたるといえるでしょう。この場合、消費者(債権者)はイベントの催行を請求することはできません(同項)。大会催行義務を主催者の帰責事由によって履行しない場合にもあたらないので、消費者は主催者に対し損害賠償を請求することはできません(民法415条1項)。

では、消費者が支払った参加料は返金してもらえるのでしょうか。「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒むことができる。」(民法536条1項)ので、消費者は参加料の支払を拒絶できますし、支払った参加料を返金してもらえます。

では、イベントの催行契約の約款に「参加者が支払った参加料は一切返金しません。」と書いている場合はどうでしょうか。このような条項が記載されているイベントもあるようです。この問題は、当ネットワークがたびたび問題としている消費者契約法でこの条項が無効とならないかの問題です。この条項は、債務者の危険負担等(上記民法536条)の規定を消費者に不利に変更するものであり、消費者契約法10条の「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」(いわゆる前段要件)にあたります。

問題は、後段要件である「民法第一条第二項に規定する基本原則(信義誠実の原則-長野が記載)に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえるかどうかです。主催者がこれまでに要した費用の内容や額, スポンサー収入との関係, 主催者が営利企業かどうかなどさまざまな要素を考慮して「消費者の利益を一方的に害する」かどうかの判断がされるべきです。実際にこれと同様の問題は既に発生しており, 今後, 集団的消費者被害回復制度や差止請求でも問題となっけきそうです。

ほんとに早くコロナ問題が収束することを切に願っています。

(2020年4月)